

母子保健法による健康診査等の事務に関する特定個人情報保護評価書  
について寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和元年 11 月 11 日（月）～令和元年 12 月 11 日（水）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局保健所健康企画課（WEST19庁舎3階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/kenko/kodomo/9070.html>

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1 名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

(3) 意見総数

8 件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

※ なお、同趣旨の意見は一つにまとめております。

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和元年11月11日～12月12日実施)

1. 母子保健法による健康診査等の事務及び評価書に対するご意見

※ 同趣旨のご意見は一つにまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	<p>システムの効果について～</p> <p>札幌市で起きた悲惨な幼児虐待殺人事件について、いくら番号法「マイナンバーシステム」で住民に「共通番号」をつけても、そしてこの母子保健法に則り机上で個人情報を把握し管理してみても、解決に向かう手立てにはならないだろうと思われる。昨今の虐待殺人事件をみると、親・保護者が国内を転々と移動しても、このシステムの効果は全く見られない。(住基コードを使う住民票の移動は把握できても、家族の実態状況を把握することはできない。)</p>	<p>マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上を図ることを目的としておりますことから、ご指摘の通り、本制度が児童虐待事案を解決する直接的な手立てとはなりません。</p> <p>しかしながら、本制度により、各種母子保健事業の実施状況を適正に管理することができ、健診結果等状況の把握も可能となります。情報を適正に管理できる制度として、児童虐待予防の一助となるものと考えます。</p>
2	<p>情報漏えいについて～</p> <p>報道によれば、公表されているだけで、年金機構分を除いても425万件の特定個人情報が漏えいしているともいわれており、『11月1日に厚生労働省のマイナンバー制度のサイトで、「番号利用法に基づく一部の情報連携の一時停止について」が掲載され、<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00010.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00010.html</a>「厚生労働省関係の事務(約1,500)のうち27の事務(※)について、自治体等が情報照会を行った際、想定されていない情報が提供される状態にあることが判明しましたので、当該事務に係る情報連携を行わないよう10月18日に一報を行い、本日、自治体等に事案の詳細等をお知らせするとともに、再度情報連携を行わないよう要請しました。」という内容で、27事務が列挙されている。原因は「情報連携の対象となる具体的なデータ項目や照会条件を定める「データ標準レイアウト」の条件設定に誤り」があったため』とされる。</p> <p>このシステムの根幹にかかわる事態があったようだが、札幌市はこれを把握したうえで、情報連携して責任を取れるのか？</p>	<p>マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上を図るため、番号法で実施が定められており、母子保健法による健康診査等の実施に関する事務についても、番号法にて個人番号を利用することとされています。本制度については、番号法によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。</p> <p>ご指摘の事態については、国の要請のとおり本市として情報連携を行わないよう対応しております。なお万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその補償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
3	<p>神奈川県では委託（再委託）業者から、HDDが盗まれネットオークションに出されるという事件が起きた。膨大な行政個人情報（法人・個人・税務情報などなど）が漏えいした。個人番号も記載されていたかもしれない（特定個人情報）。購入した人が気づかなければ全くわからない漏えいであり、これにより知らずに被害にあうことも考えられる。このことから、行政個人情報データの蓄積・リスクは計り知れない。</p>	<p>ご意見のとおり、個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されますが、マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上を図るため、番号法で実施が定められており、母子保健法による健康診査等の実施に関する事務についても、番号法にて個人番号を利用することとされています。本制度については、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、委託（再委託）先における適正な取扱いの確保など、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、安全に運用を行えるよう努めてまいります。</p>
4	<p>【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】「4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」の項について年金機構や国税庁、自治体で発覚している「無許諾の番号法違反の再委託」による特定個人情報の流出・漏えい事件があった。本件資料では業務を「再委託する」となっており、再委託先による特定個人情報ファイルの取り扱いの確保？については、「十分に行っている」とあり、具体的には「報告を定期的に提示させる」とあるが、札幌市に報告させるということなのか？また万が一のときの責任はどこ（誰れ）にあり、どのように責任を取るのか？</p>	<p>セキュリティ保全状況に関する報告につきましては、委託先より本市へ報告させることとなります。万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任の所在に関しましては、委託先に対しては本市に監督責任を負い、再委託先については委託先が監督責任を負うことになり、その補償については、事案の内容により個別に判断することとなります。なお、再委託については、委託先が再委託先の管理を適切に行うことを前提とした上で、システム運用の実務的な作業や技術的に不足する部分を行う場合などにおいて、業務を効率的・適切に執行する上でやむを得ないものと認められる場合などに限定して認めることとしています。</p>
5	<p>【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項などについて リスク対策：「十分である」となっているが、「特に力を入れて行っている」との違いとその根拠はなにか？</p>	<p>札幌市では、これまでも個人情報保護について取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策については「特に力を入れている」、今回の制度導入により新たに実施する予定のリスク対策については「十分である」と記入としています。</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
6	<p>「IV その他のリスク対策」 具体的なチェック方法では、「セキュリティ内部監査の際に…自己点検表による確認」となっているが、このような措置で大丈夫なのか？</p>	<p>札幌市では毎年度、本評価書の内容が順守されているか自己点検票による確認を行っておりますが、このような自己点検のほか、監査や研修などを実施することにより、リスク対策が適切に行われるよう努めております。</p>
7	<p>セキュリティ（リスク対策）はどんなに税金で高めてもイタチゴッコだ。 膨大な個人情報データが情報連携され、個人番号で紐付けられることは、さらに多大なリスクが高まることになることになる。 いったん個人情報（データ）の漏えい・流失があれば、取り返しがつかないばかりか、当該個人の気がつかないところで「被害」を被る惧れもある。 したがって、個人情報（特定個人情報を含む）を、「一生変わらない一つの番号」で紐付けることは、一度に多くの情報が芋づる式に流失され漏えいする惧れがあり非常に危険であるばかりでなく、リスク対策・セキュリティは、どんなに高めても破られるという前提が必要である。万が一の場合の「責任の所在」も明確にする必要がある。 情報は常に分散してそれぞれ管理することを基本にするべきで、それこそが「市民の安全」だ。</p>	<p>ご意見のとおり、個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されるため、マイナンバー制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、様々な対策が講じられており、複数の対策を組み合わせることでより高い安全性を確保しています。情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携におきましても、個人情報は一元的に管理しておらず、従来通り各行政機関ごとに分散されて管理されることとなっております。</p>
8	<p>札幌市で起きた幼児虐待殺人のような事件（近隣住民から多数通告があったとも聞く）が2度と起きないようにするためには、次々と必要になるリスク対策に追われるこの国策システムでおこなう、マイナンバーの利用で防げるのか。ほんとうに声を上げられない市民のために役に立つのか、直接会って行動しなければ意味がないのではないのか、と思われる。居所を転々としていたり、届ける前に事件が起きることも予想しなければなるまい。 今回のように殺人事件が起きてしまったからでは遅い。</p>	<p>マイナンバー制度のみで全ての児童虐待事案を防止することは難しいと考えますが、本制度により、各種母子保健事業の実施状況を適正に管理することができ、健診結果等状況の把握も可能となります。情報を適正に管理できる制度として、児童虐待予防の一助となるものと考えます。 しかしながら、ご意見のとおり、本制度による情報管理のみではなく、お子さんやその保護者の方に対し、直接お会いした上で適切な支援を行うことは大変重要であると考えております。 二度と繰り返されることのないよう、児童虐待の発生予防に努めてまいります。</p>